

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の一部改正について

環自総発第1405301号

平成26年5月30日

環境省自然環境局長から 各都道府県知事
・指定都市の長・中核市の長

今般、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成26年環境省令第18号）及び動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目の一部を改正する件の一部を改正する件（平成26年環境省告示第70号）が平成26年5月30日に公布され、同日から施行された。

このことについて、改正の趣旨及び改正の内容は、下記のとおりであるので、御了知の上、適切な施行に特段の御配慮をお願いする。

記

1. 改正の趣旨

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）第3条第2項第9号及び第8条第4号により、販売業者、貸出業者又は展示業者は、犬又は猫の展示を午前8時から午後8時までの間において行うこととされており、夜間（午後8時から午前8時までの間）の展示は規制されているところである。

ただし、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成24年環境省令第13号）附則第3条により、販売業者、貸出業者又は展示業者において、午後8時から午後10時までの間に、成猫（生後1年以上の猫のことをいう。以下同じ。）を、当該成猫が休息ができる設備に自由に移動できる状態で展示を行う場合について、平成26年5月31日までの間は、第3条第2項第9号及び第8条第4号を適用しない旨の経過措置が設けられている。

夜間展示規制に係る経過措置の期限が切れることから、中央環境審議会動物愛護部会（平成26年3月17日開催）において当該経過措置について審議されたが、当該経過措置を延長して猫のストレス状態調査を継続するとともに、猫の行動学的知見等を踏まえ、業界の自主的な取組み状況も参考とし、適正な規制のあり方について更なる検討を行うことが必要とされたため、当該経過措置の期限を更に2年間延長するものである。

2. 改正の内容

平成26年5月31日までとされていた成猫の夜間展示規制の経過措置の期限について、平成28年5月31日まで延長する。

3. 施行

公布の日（平成26年5月30日）